

排水設備工事請負契約書

第1条 発注者 _____ (以下「甲」という。)及び
排水設備指定工事店 _____ (以下「乙」という。)は、中津川市下水道接続事業補助金の交付を受けて甲が行う排水設備の設置に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 中津川市

工事の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

工事の請負代金及び支払方法

金額 _____ 円

支払方法 1. 現金 2. その他()

第2条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引換にその請負代金全額の支払いを完了する。

第3条 乙は、この契約に係る工事を、排水設備責任者技術者 _____ に実地に監督させ、又は自ら排水設備責任者技術者の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第4条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡または承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第5条 乙は、この契約の履行について、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、中津川市排水設備施工基準に従って工事を行わなければならない。

第7条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、または工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額または工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第8条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第9条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第10条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第11条 乙は、中津川市が定める中津川市下水道接続事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第12条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、中津川市下水道条例第12条の規定により、排水設備に関する検査を受け、その検査の結果、工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は、修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、排水設備の設置についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第13条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後1年以内に行わなければならない。

第14条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 排水設備の設置の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第15条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求する事ができる。

第16条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第17条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 発注者 住所

氏名

印

乙 請負者 住所

氏名

印

(排水設備指定工事店番号: No.)